

議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 令和7年12月25日（木）午後1時30分
- 2 閉会日時 令和7年12月25日（木）午後2時14分
- 3 会議場所 委員会室
- 4 出席委員
6 番 安藤 利博君 7 番 永徳 省二君 8 番 佐藤 武君
10 番 光成 良充君 12 番 大口 浩志君 14 番 原田 素代君
15 番 金谷 文則君
18 番 佐藤 武文議長
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
総合政策部長 幸坂 諭志君 総務部長 戸川 邦彦君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 原田 光治君 副参事 青木 智彦君
- 8 協議事項 1) 令和8年1月行事予定について
2) 令和8年3月定例会の会期日程（案）について
3) 赤磐市議会議員政治倫理審査請求について
4) その他

午後 1 時30分 開会

○委員長（原田素代君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

初めに、議長からの御挨拶をお願いいたします。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 年末お忙しい中、今年最後の議会運営委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。

1 月の行事予定あるいは 3 月定例会の日程等についてこの後御協議をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項 1 番目、令和 8 年 1 月行事予定について議会事務局からの説明をお願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、令和 8 年 1 月議会行事予定（案）を御覧ください。

7 日水曜日10時から広報広聴委員会広聴部会です。

8 日木曜日 9 時から新拠点整備計画調査特別委員会協議会、10時から同特別委員会です。

13 日火曜日及び14 日水曜日、総務常任委員会行政視察です。

15 日木曜日10時から広報広聴委員会広報部会です。

16 日金曜日10時から忠霊塔参拝があります。

19 日月曜日13時30分から吉井川ふれあいパーク運営委員会があります。

20 日火曜日 9 時30分から行政視察受入れで、兵庫県南あわじ市議会からスポーツで未来へ希望芽生える健康まちづくり事業を見に来られます。会派の視察ということで、事務局で対応を予定しております。

21 日水曜日10時から議会 I C T 推進委員会です。

23 日金曜日13時30分から社会福祉協議会評議員会があります。

26 日月曜日10時から広報広聴委員会広報部会です。

29 日木曜日13時30分から議会運営委員会、14時30分から議会全員協議会です。

なお、30 日金曜日に周匝保育園新園舎竣工式が予定されておりまして、今日議員の皆様にはボックスで御案内しておりますが、吉井支所に車を止めていただきまして、吉井支所から送迎バスが出る予定となっておりますので、また詳細が決まりましたらお知らせさせていただきます。

日程につきましては以上です。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございました。

ただいまの説明についての御質疑や御意見ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　それでは、続いて協議事項２番目、令和８年３月定例会の会期日程（案）について議会事務局の説明をお願いいたします。

○議会事務局長（原田光治君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　原田局長。

○議会事務局長（原田光治君）　それでは、令和８年赤磐市議会スケジュール表（２月～３月）（案）を御覧ください。

３月定例会を２月１８日水曜日に開会する日程で組んでおります。その関係から、１週間前の１０日火曜日１３時３０分から議会運営委員会、１４時３０分から議会全員協議会を開催予定です。一般質問通告の受付は１月３０日金曜日から始まり、２月５日木曜日を締切りとします。

２月１８日水曜日は本会議で、議案の上程です。１８日水曜日から２４日火曜日までが質疑通告の受付期間です。２４日火曜日から２６日木曜日までの３日間は一般質問です。３月２日月曜日は本会議で質疑、委員会付託です。３日火曜日は厚生文教常任委員会です。４日水曜日は産業建設常任委員会です。５日木曜日は総務常任委員会です。６日金曜日、９日月曜日及び１０日火曜日は予算常任委員会です。１０日火曜日から１２日木曜日までが討論通告の受付期間です。最終日を１６日月曜日とする案となっております。

以上です。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございました。

御質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　ございませんようなので、執行部にはこれで退席をしていただきますが、委員の方から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　執行部もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　ありがとうございました。それでは退席をお願いします。

それでは、続いて協議事項３番目に入ります。その他です。

まず、議会ＩＣＴ推進委員会の光成委員長のほうからオンライン委員会の検討についての説明を求めます。

○委員（光成良充君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　光成委員。

○委員（光成良充君）　まず、ＩＣＴ推進委員会で検討した内容の報告をさせていただきます。

す。

タブレットの中の議会運営委員会のフォルダーの中にオンライン会議関係っていうのを入れていますので、それを開いていただいて、その中で赤磐市・津山市・真庭市比較っていう表がございます。そちらを御覧ください。

その中の検討部分なんですが、11月の議会全員協議会でもお伝えをさせていただきましたが、先進地、津山市と真庭市なんですが自治体へ視察をさせていただいて、オンライン委員会の開催に向けて、各項目についてICT推進委員会で協議し、この表のとおり運用させていただこうと考えております。各項目の内容で運営をするためには条例改正や要綱の制定が必要になってきますので、その辺の検討もさせていただいております。

この表のほうはよろしいでしょうか。

1つ戻っていただいて、会議規則の新旧対照表と委員会条例の新旧対照表、それから議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表、この3つが改正議案として議会への上程が必要となりますので、議会運営委員長から3月議会で発議をしていただくようお願いをしたいと思います。

改正内容についてはそれぞれ新旧対照表を確認していただければよろしいんですが、色つきで入れさせていただいております、この部分がオンライン委員会に関する部分でございます、この改正内容の文言等につきましては全国市議会議長会、これの標準に合わせて改正をさせていただいております。それ以外の部分の要綱と内規ですが、これは新たに制定をさせていただきます。細かい運用の部分を決めるもので、市独自の内容を入れさせていただいております。

この後、議会全員協議会で説明をさせていただいて、意見聴取の期間を設けさせていただきたいと思っております。その意見を受けて、1月21日にICT推進委員会を開く予定にしておりますので、そこでまた検討させていただきたいと。

この規則、条例、要綱、内規につきましては3月議会にかけていただいてから、令和8年4月1日から運用ができるスケジュールで進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 引き続き、議会事務局から赤磐市議会会議規則等の一部改正についての説明をお願いいたします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、同じフォルダーの中のファイルで標準市議会会議規則、標準市議会委員会条例の改正について（概要）という1枚物の資料がございますので、それを御覧ください。

地方自治法の改正により、法律上で規定のある議会関係の書類手続においてオンライン手続が可能になっておりますが、会議規則や条例等に基づく手続は法の対象外のためオンライン化ができません。

このため、議会に係る手続について一括してオンラインによることを可能とする観点から、全国市議会議長会が作成しております標準市議会会議規則と標準市議会委員会条例の一部が改正されましたので、先ほど委員長も言われましたが、赤磐市もそれに合わせて改正するものとなっております。

今回の改正ポイントは資料記載の３点となっております、①、②、③です。

そのうち、①の(2)オンライン委員会に関する部分につきましては議会ＩＣＴ推進委員会において検討されておる項目となっております。

先ほど、光成委員長が触れられましたが、資料１個戻っていただきまして、そのアイコンで見えてる状態の赤磐市議会会議規則、赤磐市議会委員会条例、それから赤磐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例となります。

続きまして、新旧対照表が載っておりますが、全体としましては全国市議会議長会の改正に沿った改正案となっております、色つきで見えてる部分がＩＣＴ推進委員会で協議がありましたオンライン委員会に関するものとなっておりますので、またこれをお目通しいただきたいと思います。

１点、議員報酬及び費用弁償の関係の条例改正につきましては、通常は委員会に出席されましたら費用弁償が出るんですけども、オンライン出席した場合には費用弁償が出ないというようなことの改正となっております。

ということで、重ねてになりますが概要説明とさせていただきます。

以上です。

○委員長（原田素代君） 説明が終わりました。

ただいまの説明についての御質疑や御意見をお願いいたします。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 今局長から説明がありました。

全国議長会のオンライン関係の改正部分ということで理解したんですが、この色つきの部分がＩＣＴ推進委員会で協議した内容ということ言われたんですが、この色つきの部分も当然全国議長会の改正部分とほぼ同一ということでよろしいんですか。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 佐藤武委員がおっしゃるとおりです。

○委員長（原田素代君） ほかにございませんか。

○委員（安藤利博君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 安藤委員。

○委員（安藤利博君） 会議規則とか委員会条例の改正があるんですけど、これほかにも陳情の取扱いとか傍聴が変わったと思うんですけど、その辺は、もし変えるのであれば一緒にやったほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺いかがですか。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 傍聴規則につきましては改正案が出されておりますので、それも時期はそろえるようなつもりではおるんですけど、別途改正案について現在協議中でございます。

○委員長（原田素代君） ということです。

ほかにはないですか。

私のほうから確認ですけど、これはいつの段階で最終的な意見の取りまとめを予定されてるんですか。

光成委員。

○委員（光成良充君） これを今日の議会全員協議会で説明をさせていただいて、1月8日までに意見を聴取させていただいて、その意見をもって1月のICT推進委員会で検討させていただきたいと。それをもんでから、また次の議会運営委員会、議会全員協議会に提出をさせていただこうと思っております。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

ほかには。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 先ほど、傍聴規則とか陳情の取扱いというような発言もあったんですが、そもそも、このオンライン会議に関係する部分の協議ということじゃなかったんですか。ほかの部分についても協議するということは一切なかったように思うんですが、そのあたりどうなってるんですか。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 今回はそのオンライン委員会についての諸規定の整備ということで、その運営要綱ですとか内規のほうを提案させていただいております。

その他につきましては、全国市議会議長会の改正に合わせまして、その改正することでほかのオンライン化についてもすることができるといような条項の整備をここでさせていただくと。別途、実際にオンライン化するに当たりましては、また個別に協議をさせていただいて、市議会のほうで決めた上で、内規等を整備した上で運用していくようなことになろうかと思っております。

○委員長（原田素代君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 聞いていることがよく分かんない。

要するに、協議をするというのは、ICT推進委員会にお任せしたのはオンライン会議の変更部分ということで協議してくださいということだったと思うんですけども、今話が出た陳情の取扱いとか傍聴規則についても安藤委員のほうから話があったんで、そこまで協議するようにはなっていましたかねという確認なんですよ。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） そこまでは含んでおりません。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 含んでないのなら含んでないというふうに言っていたかないと、さっきは曖昧な表現だったから。そこら辺ははっきりしてください。

○議会事務局長（原田光治君） 陳情の取扱い等については、オンライン化のほうに今回含んでおりません。

○委員（佐藤 武君） 結構です。

○委員長（原田素代君） ほかにほございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、8日までに集約されるということですので、委員の皆様、しっかり御意見を準備していただければと思います。

それでは、この件は終わります。

次に、議長から、中学生「Make AKA IWA Happy」プロジェクト成果報告会というのが取り組まれたようですけど、これについての説明をお願いします。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） この件につきましては、教育委員会から私のほうに「Make AKA IWA Happy」プロジェクトの成果報告会が桜が丘中学校の5名の生徒によって開催を計画しておるということで、市をよりよくするための活動計画書というようなことの中で、市長あるいは議員への提言というような形で報告会を計画しておるというようなことで、議会のほうにも出席をしていただきたいという御依頼がございました。

その中で、今回この計画については初めての試みということもございますので、議員全員の方というわけにはいきませんので、正副議長と議会運営委員会の委員長とで今回参加をさせていただいて、これを参考に今後中学生議会をできるだけ早い時期に開催できるような形に持っていかせていただきたい。このことについては教育委員会のほうにも提案をさせていただいておりますので、そのような形で前進をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 説明が終わりました。

ただいまの説明についての御意見、御質疑がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、政治倫理審査請求の件についての協議に移りたいと思います。

12月11日の議会運営委員会でも少し触れましたが、12月8日に赤磐市議会議員政治倫理条例第7条に基づく審査請求が議長に提出されております。同日、第8条の規定により当該審査請求の適否については当委員会では審査するよう議長から依頼をされております。

当委員会では審査相当か審査不開始の決定をして議長に報告する必要があります。審査請求の資料については本日までにお目通しをお願いしておりますので、ここで皆さんの御意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

1人ずつ意見をお聞きしましょうか。今日は採決を採るので、それぞれの御発言を求めています。

佐藤武委員からでもいいですか、端から行かせていただいて。

○委員（佐藤 武君） それでは、ちょっと長くなると思いますが、まず、この抗議文から確認をしたいと思いますが、抗議文の提出者も日付も何もない状態で、先般別の件で提出者の氏名が黒塗りされているというような発言もあったんですが、これはまさしく抗議文を提出した提出者の名前も日付も載っていないというようなことで、果たしてこれで議論するのかということからまず1点あるかなと思います。

それから、この審査請求書の中で、原田議員、それから杉野議員、安藤議員のそれぞれの申出の趣旨が記載されているんですけども、これ基本的に9月議会で問題提起されたということからすれば、9月議会ではもう閉会しているわけでありまして、当然本会議の中での発言については議長の議事整理権に基づいて処理されるべきものではないかなというふうに考えるところです。

それと、審査請求ということになれば、いわゆる懲罰を求めるという、その懲罰の種類はこれから検討するんでしょうけれども、懲罰を求めるということになれば、懲罰に対しては発生したときから3日以内に問題提起をするという、大きな地方自治法上の規定があるところでありまして、倫理審査会ということで、これは4名以上の提出者が形式としては整っているんですけども、当然その上位法である地方自治法が、懲罰を求めるのであれば3日以内に提出をしないという規定があるというふうに理解しております。

それから、個別の案件で言えば、まず杉野議員の趣旨については、本会議における発言の中で、発言の自由の原則ということで、虚偽の内容とか間違いの発言というのは許されませんが、あくまでも確認をするという意味での発言ではなかったかなというふうに理解してお

ります。そうした中で、確認をするということは議員の発言としては当然のことであって、杉野議員から明確に該当しませんというような、少しはあったかなと思うんですが、それはもう発言をすれば済むことであって、ダメージと議会に対する不安ということを書かれてるんですけども、議員である以上は確認をされるというのは当然のことですし、そういうことで、そう個人攻撃するような発言ではないのかなというふうには理解してます。

それから、安藤議員の、反対討論をしたことによって地元の住民に反対したという趣旨のことをお伝えしますよということを佐々木議員が言われたということの趣旨が書かれてますけれども、これは今までも十分その賛否については、政党の活動報告であるとかチラシであるとか、こういうものには当然のことながら賛否の印をつけたりして市民の皆さんにはお知らせしているということで、これは間違いでも何でも無い、その反対をしたというのは事実ですので、これはこういうふうに賛否を表すということがいけないということであれば、本当にこれからは大きな問題であるし、いわゆる議会だよりについても賛否を出すことがけしからんということに結びついてしまうんじゃないかなというふうに思います。

それから、地方自治法の第119条について、第119条は議会の会期不継続の原則ということで、要するに、先ほども申し上げましたが、前の議会のことを次の議会で懲罰を科すことは許されないというようなことで判例も出ておりますので、ここら辺は本当に9月の案件ですので、倫理条例に基づいてやるといっても地方自治法の上位の判断からしても、なかなかこれは難しいんじゃないかなということで、私としては倫理審査に付す内容ではないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（原田素代君） それでいいんですか、全体は。ほかにはないんですね。分かりました。

金谷委員、お願いしていいですか。

○委員（金谷文則君） 私の意見としては、この審査請求書というのがまず出されとるということは審査してくださいと。その内容についてはこういうふうなことがありますよという参考のものが抗議文として出されているというふうに私は受け取っておりますし、議会の中で、先ほど佐藤武委員がおっしゃられた、議会でそのときにやらなければいけないという条件があるというものもあるかと思いますが、大変重要な問題であって、いろんな発言を受けた人間というか、今回は議員ですけども、その人たちの気持ちもおもんばからなきゃいけない。

それと、社会的に我々議会議員として、ちゃんとした態度を取らなきゃいけないということからしたら、こういう問題があるということについては、皆さんの中で議論をまずして、問題なければ問題ないでいいし、問題があるんだったら、そこで懲罰という、その懲罰の意味合いとして、例えば謝罪を求めるだとか、辞職勧告だとかそういうふうなことではなくて、こういうことを議論して問題として、二度とそういうものがあってはいけないという結論になるの

か、こんな程度なら大丈夫ですよという結論になるのか、赤磐市議会の進めていく方向を示すべきであろうというふうに思います。

だから、審査請求があれば、当然それを審査して結論を出せばいいと。それで、何か懲罰というか、悪くなければ何の問題もないわけでもいいと思います。

以前、私も資格審査という、私に対しての資格審査を、私自身何の思いも当たらないところを、議会のほうで、ある議員のほうから発言が出て、その資格審査をやって何もなかったよというのがあって、晴れて問題はなかったということをやったという経験があるので、こういうことがあればみんなの前で問題があるかないかをはっきりして、問題があったら今度どうしようかということを決めていけばいいということで、何らこれをやめようとか、審査を受け付けないというふうなことにはならないかなというふうに思います。

○委員長（原田素代君） 永徳委員、お願いします。

○委員（永徳省二君） 2つの団体からの抗議文が出てますし、議員から3人撤回、訂正、謝罪という要求が出てますので、これは私は審査に相当するというふうに考えてます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

そしたら、光成委員、いいですか。

○委員（光成良充君） 読ませていただきました。

内容が、訂正、撤回、謝罪を求めるっていう内容なんですね、全部最後が。なので、どうしてこの彼の発言に対しいかなうようなことがあるのでそれを調査して真意は何だったのかっていうのを書いていただければ、それは調査して、この方はこういう真意で言われたんであるからっていうんで、その後、間違ってたなら間違っただけで謝罪をするなり撤回するなりすればいいということなんで、この彼の真意もまだ分かりませんし、言った本意が。受けられた方はこういうことで傷ついてるとか、心が痛いとかというふうに書かれていますので、それは本人もどういう考えを持たれてるか分かりませんから、その場を設けてあげて、言われてる佐々木議員がその場で話をしてちゃんとすればいいんじゃないかなと。

それを言ったりして、以前は懲罰をするとかというような話もあった倫理審査会もありましたけど、ではなく、もう穏便に済ませることができれば、抗議、訂正、撤回、謝罪、これで済ませて話をすればいいのかな、お互い。だから、もともとこれを出してこられたというのが解せないんですけども、出された以上はそういう形で進めればいいのかと思います。

○委員長（原田素代君） 安藤委員、どうぞ。

○委員（安藤利博君） 議長に確認したいんですけど、倫理条例第2条第2項で、議員は疑惑を持たれたときには自らの説明責任を果たし、当該疑惑を積極的に解明するとあるんですけど、これ、出されてからこれまでかなり時間たってるんですけど、佐々木議員から、それを審査会にかけるまでもなく謝罪するとか撤回するとか、そういう申出はなかったんでしょうか。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 今回の問題と懲罰の問題というのは別個の問題なんで、懲罰というのは3日以内に出さなければ、それはならないということは地方自治法に掲げられております。懲罰の問題と今回の問題は、全く私は違うというふうに思っております。

それから、先ほど安藤委員のほうから言われましたように、佐々木議員本人から私のほうに謝罪をしたいという申出が実はございました。私はぜひ、本会議場で起こった問題であるので本会議場で謝罪をしてくださいということを申し入れて、佐々木議員のほうに了解をいただいております。そういうことの中で、本日の議会運営委員会の中で、もしそれが実現するのであれば、そのことについて提案者に対して差し戻しをさせていただくように話をさせていただくというような話は佐々木議員とは私はさせていただいておりましたし、提出者にもそのことについてはお話をさせていただいておりました。

しかしながら、本会議の最終日に、佐々木議員のほうから謝罪をしないということがありましたので、本日にいたっておるというような状況でございます。

○委員長（原田素代君） よろしいでしょうか。

安藤委員。

○委員（安藤利博君） それならしょうがないんで、穏便に済むんであれば取り下げてもいいかなと私は思ってたんですけど、謝罪しないということであれば、これは第4条のほうでも道義的批判を受けるおそれがある行為をしないこととされてるんで、議会のほうに載ってる以前の先進者の事例、職員に対して云々というやつがありましたけど、これはもう、そういった事実関係を調べないといけませんけど、今回のこれ、全部議会での発言で議事録にもしっかり載ってるんで、事実関係を争う余地はありません。

前半にある請願者の件については、この請願者が誰がどんな団体であるとかということは関係ないわけで、個人、団体請願権があるわけですから、中の討論では、その請願の中身そのものに賛成か反対か議論すればいいんで、請願者がどんな団体であるとか、これはもう全然請願の内容とは関係ない話、それでもってその団体を——事実は私も知りませんが、その団体は——全然請願と関係ないことでその団体を傷つけているということ。

それと、杉野議員、原田議員、私については、もうこれ明らかに議事録を見てもらえば、この倫理条例第7条第4項の嫌がらせであるとかそれに該当するというのは議事録を見ればはっきりしてるんで、これはやっぱり何らかの反省をしてもらうなりしていただかないと、これを重ねていると議会の品位が疑われてくると、倫理条例に書かれてるそのものだと思うんで、やっぱりこれは何かはじめをつけていただきたいなということで、出してる本人ですから賛成いたします。

○委員長（原田素代君） 大口副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 先ほど議長の方から御説明がございましたとおり、光成委員

の発言とかぶる部分もございますが、改めて本人に謝罪を求めればいいのかなど。

この中の一つについては、議長の取り計らいで議会全員協議会の場で謝罪をされたんではなかろうかなという私なりの記憶もございますし、改めて謝罪を求めればいいのかというふうに思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） それでは……。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 議長のほうから懲罰ではないんだというような発言もありましたけれども、謝罪を求めるということは、私は懲罰の一つであるというふうに理解しておりまして、それが、いやそうじゃないんだというのであれば、非常に微妙な問題を含んでおると思いますので、そこら辺ははっきりしておかないといけないと思いますし、私も、今大口副委員長が言われたように、議会全員協議会で佐々木議員のほうがいきなり発言したんで何のことかなと思いつながら聞いたんですが、原田議員に対しては謝罪ありましたよね、あのとき。なかったですか。あったと私は思い込んでたんですが、それでも了解できないということで出されたんだろうと思いますし、安藤議員のほうからも申出があつて、先ほど私が申し上げたように、安藤議員自身も賛否については議会報告のチラシとかでお知らせしているケースもあったんじゃないかなと思いますし、となれば、議会だよりの賛否については今後どうするのかと、そこら辺を慎重に判断しないといけないんじゃないかなという思いがします。そこら辺はどういうふうな整理をされますか。

○委員長（原田素代君） すみません、佐藤武委員、ここは一応適否を判断させていただいて、その上で今の佐藤武委員のような御疑念について議論していくっていう運びになりますので、問題定義として御発言は確認させていただきますが、今日は最終的には進めるのか進めないのかの賛否を採らせていただきたいと思います。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） それで、後日というか、それは大丈夫でしょうとか、議会だよりに載せることはオーケーですよということになれば、安藤議員の申出の文章は通らないことになりますよね。通らないとか、だから整合性を取らないといけないというふうに思うんですが、ここはもう、この審査会の採決だけとか、採るということですね。

○委員長（原田素代君） そうです。

○委員（佐藤 武君） 委員長がそうするんであればそれはしょうがないですね。分かりました。

○委員（安藤利博君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 安藤委員。

○委員（安藤利博君） 佐藤武委員、ちょっと誤解されてますけど、私が佐々木議員に求めているのは、桜が丘の再開発には賛成してます、ここにも書いてますけど。9月議会でも私、取り上げてます。反対したのは、この発議の出し方がルールに基づいてませんよということで反対してるんです。佐々木議員がここで反対討論されたのは、あたかも私が再開発について反対してるような発言をされてるんです。それは私の言ってることと全く違うんで。

そういう曲解した発言をされていることが私への嫌がらせだろうというふうに私は解釈してるんで、審査会を要求しています。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 発言の話がありました。

当然、いわゆる桜が丘開発についての動議は、議長もおっしゃられたじゃないですか。形式が整ってるから議会へ諮りますよということを行ったわけですよ。それで、安藤議員は委員会で協議してるから委員会の所管というか、開発事業は委員会だから委員会でまとめてやるべきでしょうということと言われたんですよ。ただ、それは議員の活動を自らが制限をかけてるということじゃないですか。私はそういうふうに思います。

それと同時に、今回の反対討論をされました。その分で、これも議会運営委員会の中で議長が言われましたよ、動議の形式が整ってるんで議会にかけますということと言われたにもかかわらず、提出の仕方がおかしいんじゃないですかということをお安藤議員が言われたんですよ。だから、同じことを2回安藤議員されたということがありますので、そこら辺はやっぱり、今安藤委員が私のほうに言われたんで、私も一応釈明をしておくということです。

○委員長（原田素代君） 分かりました。

今、議長のほうからもありましたように、ここは判断を下す場ではございませんので、この申出に対して審査会を進めるかどうかという賛否を採らせていただきますので御了解をお願いいたします。

それでは、当該審査請求を審査相当と決定することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 賛成多数でございますので、当該審査請求については審査相当とすることに決定いたします。

審査相当となりましたので、そのように議長に報告いたします。

なお、第9条で議長は赤磐市議会議員政治倫理審査会を設置するとなっており、8人以内の審査委員を選任することになっております。この委員の選任方法についてどのようにいたしましょうか。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 今、赤磐市議会のほうは百条委員会を含めていろんな委員会の中で、議員の皆様方に大変御無理をお願いしておるというような状況でございます。その中で、今回このような委員会が立ち上がるということについては、非常に委員会運営においても厳しいんではないかなというふうなことを察しております。そのようなことの中で、これは私の1つの案ではございますけど、立ち上がったということになりましたら、各常任委員会から1名、そして副議長をお願いをして、4名の方で今回この委員会を立ち上げていただいて審査をしていただきたいというふうに、議長として私はそのように思っております。

○委員長（原田素代君） そのような御提案ですけど、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、この後の議会全員協議会でも今のような報告と提案を協議させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最後に委員から何かありましたら御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会とさせていただきます。

午後2時14分 閉会